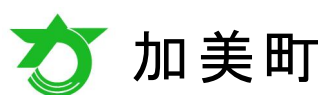


# 加美町耐震改修促進計画

平成20年9月



## I 計画の基本的な事項

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 計画の背景と目的         | 1 |
| (1) 計画の背景          | 1 |
| (2) 計画の目的          | 1 |
| 2 計画の位置づけ等         | 1 |
| (1) 計画の位置づけ        | 1 |
| (2) 計画期間           | 2 |
| (3) 対象区域及び対象建築物    | 2 |
| 3 想定される地震の規模及び被害想定 | 4 |

## II 耐震診断、耐震改修の目標設定

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1 耐震化の現状                  | 4 |
| (1) 住宅の耐震化の現状             | 4 |
| (2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 | 5 |
| 2 耐震化の目標                  | 6 |
| (1) 住宅                    | 6 |
| (2) 特定建築物                 | 6 |
| (3) 町有建築物                 | 7 |

## III 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 基本的な取り組み方針           | 7  |
| (1) 主体別役割              | 7  |
| (2) 普及、啓発              | 9  |
| (3) 耐震診断の促進            | 9  |
| (4) 耐震改修の促進            | 9  |
| (5) 町有建築物の耐震診断、耐震改修の促進 | 10 |
| 2 地震時に通行を確保すべき道路       | 10 |

#### IV 啓発及び知識の普及に関する施策

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 地震ハザードマップの作成・公表       | 10 |
| 2 相談窓口の設置               | 10 |
| 3 啓発及び知識の普及             | 11 |
| 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策    | 11 |
| 5 家具の転倒防止策              | 11 |
| 6 ブロック塀等の倒壊防止対策         | 11 |
| 7 自主防災組織、行政区等との連携に関する方針 | 12 |

#### 資 料

|            |    |
|------------|----|
| 特定建築物一覧    | 13 |
| 加美町地震防災マップ | 14 |

## I 計画の基本的な事項

### 1 計画の背景と目的

#### (1) 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、現行の建築基準法の構造基準を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が出た。その教訓を踏まえて、建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成7年12月に施行された。

しかしその後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、近年、各地で大規模な地震が群発し、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にある。

このため、地震による被害を未然に防止すること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年11月に耐震改修促進法が改正（平成18年1月施行）され、都道府県は『耐震改修促進計画』の策定が義務づけられ、市町村では『耐震改修促進計画』の策定の努力義務が課せられることとなった。

#### (2) 計画の目的

「加美町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、加美町における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

### 2 計画の位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第7項に基づき策定するものであり、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び、「宮城県耐震改修促進計画（平成19年5月）（以下「県計画」という。）」を勘案し、町内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「加美町地域防災計画」の関連計画となるものである。

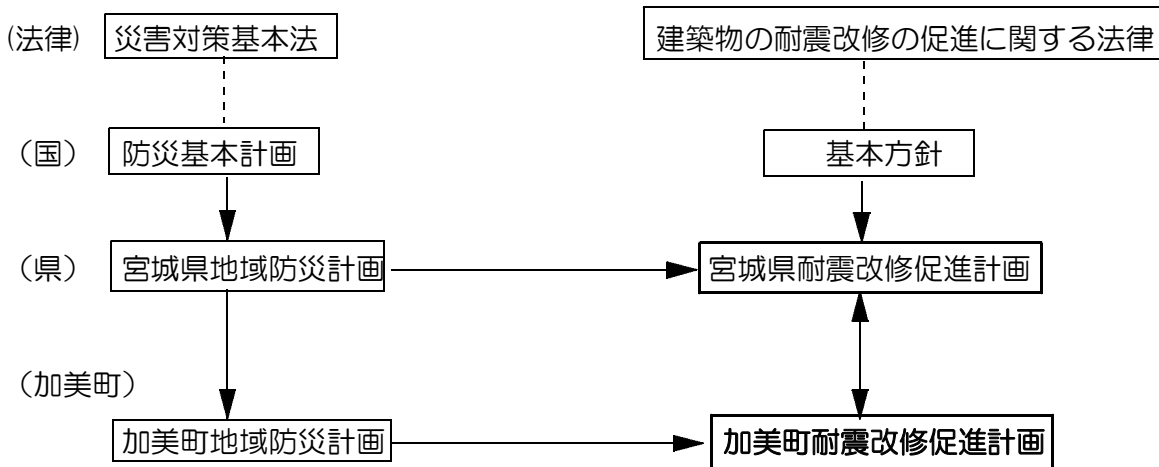


図1 耐震改修促進計画の位置づけ

(2) 計画期間

計画期間は、平成27年度までとする。なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

(3) 対象区域及び対象建築物

① 対象地域

本計画の対象区域は、加美町全域とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、木造住宅密集地域及び避難場所、避難道路、緊急輸送道路に沿った地区とする。

② 対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。

原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日（昭和56年6月1日）より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする。

a 特定建築物

法第6条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、法施行令第2条、第3条及び第4条で定める規模等の要件に該当するものである。

- ・多数の者が利用する建築物（学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅（共同住宅に限る。）等）で一定規模以上のもの
- ・一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

b 特定建築物以外の建築物

特定建築物以外の建築物については、以下のとおりとする。

- ・被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・住宅（大規模な分譲共同住宅を含む。）
- ・形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物

c 公共建築物（町有建築物）

公共建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定める。

- ・防災拠点となる施設
- ・被災時における避難、救護に必要な施設
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・その他の施設

なお、町有建築物については、県を参考にし、次の項目すべてに該当するものとする。ただし、施設管理者が特に認めた場合はこの限りではない。

- ・原則として、2階以上又は延べ面積100平方メートル超の建築物
- ・災害発生時の防災対策施設、避難施設、医療施設等大規模災害時において重要度が高い施設とするほか、不特定多数の人々が集まる建築物等、災害発生時に甚大な人的被害の恐れのある建築物
- ・昭和56年5月31日以前の建築基準で建設された建築物

### 3 想定される地震の規模及び被害想定

加美町地域防災計画では第3次宮城県地震被害想定調査結果をもとに、宮城県沖地震の被害想定がされている。

昭和53年の宮城県沖地震が発生した海域では、ほぼ40年周期で大規模地震が発生しており、近い将来に同規模程度の地震が起きることは確実とされている。

本町の最大震度は6強と予想され、6強面積率1.72%、6弱面積率39.61%、液状化率PL>20の面積率9.61%と想定されており、被害状況の予測結果は次のとおりである。

| 予 測 被 害 状 況 |       |     |      |         |
|-------------|-------|-----|------|---------|
| 全壊建物数       | 半壊建物数 | 死者数 | 負傷者数 | 短期避難者数  |
| 55 戸        | 758 戸 | 1 人 | 76 人 | 1,322 人 |

## II 耐震診断、耐震改修の目標設定

### 1 耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の状況について、平成15年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとに国土交通省と同様な方法で推計した結果は、表1のとおりである。

本町の住宅総数7,160戸のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は3,440戸あり、耐震化率は48%となっている。一方、耐震化が不十分なものは3,720戸（52%）と推計しており、その内訳は、戸建木造住宅3,650戸、共同住宅等70戸である。

表1 住宅の耐震化の状況

|                            |        | 加美町              | 宮城県             |
|----------------------------|--------|------------------|-----------------|
| 全 数                        |        | 7,160戸<br>(100%) | 約83万戸<br>(100%) |
|                            | うち戸建木造 | 6,780戸<br>(100%) | 約49万戸<br>(100%) |
| 耐震化を満たすと推計<br>(全数に対する割合：%) |        | 3,440戸<br>(約48%) | 約61万戸<br>(約74%) |
|                            | うち戸建木造 | 3,130戸<br>(約46%) | 約29万戸<br>(約59%) |
| 耐震化が不十分と推計<br>(全数に対する割合：%) |        | 3,720戸<br>(約52%) | 約22万戸<br>(約26%) |
|                            | うち戸建木造 | 3,650戸<br>(約54%) | 約20万戸<br>(約41%) |

資料：平成15年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとに推計

(2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）を規定している（資料参照）。

本町の「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表2に示す。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

全体では対象建築物の合計42棟のうち、耐震化済みの建築物は29棟となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は69%（うち公共建築物は76%）である。

また、用途別にみると社会福祉施設等の耐震化率が100%と最も高くなっており、劇場、ホテル等の不特定多数人員収容施設83%の順となっている。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物（昭和56年5月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物）及び昭和56年6月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行ったもの及び昭和56年6月以降に建築された建築物などの合計である。

表2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

|             |                                | 非耐震化棟数<br>A | 耐震化済棟数<br>B | 合計<br>C=A+B | 耐震化率<br>B/C |
|-------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 防災対策施設      | 役場、警察署                         | 3           | 1           | 4           | 25%         |
| 避難施設等       | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 7           | 14          | 21          | 67%         |
| 社会福祉施設等     | 老人ホーム等                         | 0           | 3           | 3           | 100%        |
| 不特定多数人員収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 1           | 5           | 6           | 83%         |
| 特定多数人員収容施設  | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舍等               | 2           | 6           | 8           | 75%         |
|             | うち、共同住宅                        | 2           | 3           | 5           | 60%         |
| 合計          |                                | 13          | 29          | 42          | 69%         |

平成20年3月末現在

## 2 耐震化の目標

### (1) 住宅

本町の住宅の耐震化の状況は表3のとおりである。県計画により平成27年度末までに、住宅の耐震化率を90%以上にすることを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、県計画と同様に住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果をもとに進行管理を行う。

表3 住宅の耐震化率の目標

|     | 現況の耐震化率 | 目標とする耐震化率<br>(平成27年度末) |
|-----|---------|------------------------|
| 住 宅 | 48%     | 90%以上                  |

注) 耐震化の現況は平成15年住宅・土地統計調査時である。

### (2) 特定建築物

本町の特定建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は表4のとおりであり、耐震化については、県計画により平成27年度末までに少なくとも90%にすることを目標とする。このうち公共建築物については、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化を進め、概ね全施設を耐震化することを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う。

表4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標

|                 |                                    | 現況の耐震化率<br>(平成20年3月末) | 目標とする耐震化率<br>(平成27年度末) |
|-----------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 防災対策施設          | 役場、警察署等                            | 25%                   | 概ね全施設                  |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                     | 67%                   | 90%                    |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                             | 100%                  | 100%                   |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、<br>遊技場、美術館、博物館等 | 83%                   | 83%                    |
| 特定多数人員<br>収容施設  | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舍等                   | 75%                   | 概ね全施設                  |
|                 | うち、共同住宅等                           | 60%                   | 概ね全施設                  |
| 合 計             |                                    | 69%                   | 90%                    |

### (3) 町有建築物

加美町の町有建築物の耐震化の状況は表5のとおりである。

本町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進め、平成27年度末までに全施設を耐震化することを目標とする。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う。

表5 町有建築物の耐震化状況

| 項目<br>用途 | 全棟数<br>A | 昭和56<br>年以前の<br>建物の棟<br>数<br>B | 耐震診断実施の棟数        |                    |                         |          |               |    |                         | 昭和57年<br>以降の建<br>物の棟数<br>I | 平成20年4<br>月1日現在<br>耐震化率<br>(D+E+I)/A |
|----------|----------|--------------------------------|------------------|--------------------|-------------------------|----------|---------------|----|-------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
|          |          |                                | (D~Gの<br>計)<br>C | 耐震診断<br>実施率<br>C/B | 改修の必<br>要がない<br>棟数<br>D | 改修が必要な棟数 |               |    | 耐震診断<br>未実施の<br>棟数<br>H |                            |                                      |
|          |          |                                |                  |                    |                         | 改修済<br>E | 改修中及び改修予<br>定 |    |                         |                            |                                      |
|          |          |                                |                  |                    |                         |          | F             | G  |                         |                            |                                      |
| 社会福祉施設   | 19       | 3                              | 1                | 33.3%              | 0                       | 1        | 0             | 0  | 2                       | 16                         | 89.5%                                |
| 社会教育施設   | 14       | 10                             | 1                | 10.0%              | 1                       | 0        | 0             | 0  | 9                       | 4                          | 35.7%                                |
| 社会体育施設   | 11       | 7                              | 0                | 0.0%               | 0                       | 0        | 0             | 0  | 7                       | 4                          | 36.4%                                |
| 学校等      | 43       | 11                             | 10               | 90.9%              | 1                       | 7        | 1             | 1  | 1                       | 32                         | 93.0%                                |
| 庁舎       | 4        | 4                              | 0                | 0.0%               | 0                       | 0        | 0             | 0  | 4                       | 0                          | 0.0%                                 |
| 町営住宅     | 150      | 63                             | 63               | 100.0%             | 45                      | 0        | 0             | 18 | 0                       | 87                         | 88.0%                                |
| その他      | 107      | 21                             | 0                | 0.0%               | 0                       | 0        | 0             | 0  | 21                      | 86                         | 80.4%                                |
| 合計       | 348      | 119                            | 75               | 63.0%              | 47                      | 8        | 1             | 19 | 44                      | 229                        | 81.6%                                |

注) 「公共施設等の耐震改修状況調」(平成20年3月)

## Ⅲ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 基本的な取り組み方針

#### (1) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、宮城県、加美町、建築物所有者、建築関係団体は、各々連携を図りながら、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとする。

## ① 県の役割

県計画では、県は広域的な観点から、関係機関等と連携を図りながら以下の施策を行うこととしている。

- a 市町村が市町村計画を策定する際の、助言及び技術的支援を行う。
- b 行政、建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を活用し、耐震促進計画の円滑な推進を図る。
- c 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊推進協議会」への指導・助言を行う。
- d 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- e 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図る。
- f 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- g 所管行政庁として、法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定、指導、助言等を行う。
- h 県が所有する公共建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- i 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

## ② 加美町の役割

町は、住民等が行う耐震診断・耐震改修を支援し、県と連携しながら以下の施策を行う。

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、町計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊や県と連携し、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 町有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- e 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。
- f 地震防災マップのによる注意喚起を実施する。

## ③ 建築関係団体

宮城県、加美町が行う耐震改修等を促進するための施策への協力や、所有者への適切なアドバイスなど、以下のことを行う。

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と市町村と連携した住宅耐震隊の活動により、建築物の耐震化の促進

を図る。

- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

#### ④ 建築物所有者等

建築物の所有者等が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則であるので、所有者等は以下のことを行う。

- a 自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

### (2) 普及・啓発

町は、現在想定される地震による予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、県と連携し耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知する。

### (3) 耐震診断の促進

町は、耐震診断の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、県と連携し助成制度の拡充に努める。

### (4) 耐震改修の促進

町は、耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、県と連携し助成制度の拡充に努める。

特に高齢者のみの住宅や身体障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。

表6 住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績（単位：件）

|                  | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 耐震診断実施件数（簡易）     | 10  | 6   | —   | —   | —   | 16 |
| 耐震診断実施件数（精密、一般）  | —   | 2   | 6   | 3   | 4   | 15 |
| 耐震改修工事实施件数（木造戸建） | —   | —   | —   | —   | 1   | 1  |

#### (5) 町有建築物の耐震診断、耐震改修の促進

町は、町有建築物について、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無及び今後の予定等からなる台帳を整備し、それを基に、耐震診断・耐震改修の緊急性を判断し、計画的な耐震診断・耐震改修の促進に努めることとする。

## 2 地震時に通行を確保する道路

町は、地震による建築物の倒壊によって、緊急車両等の通行や住民の避難を妨げることがないよう、地震発生時に通行を確保すべき道路、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めるものとする。

このうち、「加美町地域防災計画（震災対策編）」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）として選定されたものについて、法第5条第3項第1号の規定に基づき沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定する。

なお、緊急輸送道路ネットワークについては、国、県等の関係機関による見直しが行われており、町は、これを受けて沿道の建築物の耐震化に関する検討も行うこととする。

## IV 啓発及び知識の普及に関する施策

### 1 地震ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）を作成、公表し、行政区や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図る。

「加美町地震防災マップ」は資料参照

### 2 相談窓口の設置

住民等の相談に適切に対応するため、町の建設課に耐震診断、耐震改修、助成制度等の相談窓口を設置する。

県は、相談窓口において適切な情報提供がなされるよう、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報を収集し、町の相談窓口への提供を行う。

### 3 啓発及び知識の普及

町は県が行う、耐震診断・改修に関する事業の推進のためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会・企業等への出前講座等への協力を行うほか、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図る。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的である。また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。県及び町は、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、協議会を活用し検討を行うとともに、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供をホームページ等を活用し行う。

### 5 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

そこで、町は、日曜大工が困難な高齢者や身体に障害を持っている人のみの世帯を対象に、地震による家具等の転倒で居住者が犠牲とならないようにすることを目的に、作業員を派遣し家具等を床・壁等に固定する作業を代わりに無償で行うモデル事業を平成16、17年度の2ヶ年にわたって計101世帯実施した。今後も同制度の拡充を行うと共に、住民に、地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）などについての必要な情報提供を行う。

### 6 ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、県はスクールゾーン等におけるコンクリートブロック塀等の耐震安全性についての実態調査を引き続き行い、危険性のあるものについてはその改善を図るよう所有者に指導する。

## 7 自主防災組織、行政区等との連携に関する方針

行政区等单位で地震についての対策を講じることが重要であることから、町は行政区等と連携して、地震発生時の危険箇所の点検や地震防災マップ等をとおして、啓発及び普及を行い、地域での耐震化の促進や危険なブロック塀等の改修、家具転倒防止等の取り組みを行う。

表7 特定建築物一覧

| 法                                                       | 政 令<br>第2条<br>第2項                                                                               | 用 途                                              | 努力義務(法第6条)、指導・助<br>言(法第7条第1項)<br>対象建築物 | 指示対象建築物<br>(法第7条第2項)          |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 法<br>第6<br>条<br>第1<br>号                                 | 第1号                                                                                             | 幼稚園、保育所                                          | 階数2以上かつ500㎡以上                          | 750㎡以上                        |
|                                                         | 第2号                                                                                             | 学 小学校、中学校、中等教育学校の<br>前期課程、盲学校、聾学校若しく<br>校 は養護学校  | 階数2以上かつ1,000㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む)       | 1,500㎡以上<br>(屋内運動場の面<br>積を含む) |
|                                                         |                                                                                                 | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体<br>障害者福祉ホームその他これらに類す<br>るもの    | 階数2以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         | 第3号                                                                                             | 老人福祉センター、児童厚生施設、身<br>体障害者福祉センター、その他これら<br>に類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 第2号以外の学校                                         | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        |                               |
|                                                         |                                                                                                 | ポーリング場、スケート場、水泳場そ<br>の他これらに類する運動施設               | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 病院、診療所                                           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                   | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 集会場、公会堂                                          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 展示場                                              | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 卸売市場                                             | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        |                               |
|                                                         |                                                                                                 | 百貨店、マーケットその他の物品販売<br>業を営む店舗                      | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | ホテル、旅館                                           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、<br>下宿                         | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        |                               |
|                                                         |                                                                                                 | 事務所                                              | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        |                               |
|                                                         |                                                                                                 | 博物館、美術館、図書館                                      | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 遊技場                                              | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 公衆浴場                                             | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイト<br>クラブ、ダンスホールその他これらに<br>類するもの  | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 理髪店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他<br>これらに類するサービス業を営む店舗           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        | 2,000㎡以上                      |
|                                                         |                                                                                                 | 工場                                               | 階数3以上かつ1,000㎡以上                        |                               |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機<br>の発着場を構成する建築物で旅客の乗<br>降又は待合の用に供するもの | 階数3以上かつ1,000㎡以上                                                                                 | 2,000㎡以上                                         |                                        |                               |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車<br>の停留又は駐車のための施設                      | 階数3以上かつ1,000㎡以上                                                                                 | 2,000㎡以上<br>(一般公共の用に供<br>されるもの)                  |                                        |                               |
| 郵便局、保健所、税務署その他これら<br>に類する公益上必要な建築物                      | 階数3以上かつ1,000㎡以上                                                                                 | 2,000㎡以上                                         |                                        |                               |
| 第4号                                                     | 体育館                                                                                             | 1,000㎡以上                                         | 2,000㎡以上<br>(一般公共の用に供<br>されるもの)        |                               |
| 法第6条<br>第2号                                             | 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供す<br>る建築物                                                                       | 政令で定める数量以上の危険物<br>を貯蔵、処理する建築物                    | 500㎡以上                                 |                               |
| 法第6条<br>第3号                                             | 地震によって倒壊した場合においてそ<br>の敷地に接する道路の通行を妨げ、多<br>数の者の円滑な避難を困難とするおそ<br>れがあり、その敷地が本計画に記載さ<br>れた道路に接する建築物 | 政令で定める高さを超える建築<br>物                              |                                        |                               |